

別表十四(二)

「26」又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十四(二) 平三十・四・一以後終了事業年度分

③ 寄附金の損金算入に関する明細書

		公益法人等以外の法人の場合		公益法人等の場合		
一般寄附金の損金算入限度額の計算	指定寄附金等の金額(41の計)	1	円	長期給付事業への繰入利子額	25	円
	特定公益増進法人等に対する寄附金額(42の計)	2		同上以外のみなし寄附金額	26	
	他の寄附金額	3		その他の寄附金額	27	
<p><b>「26」欄</b></p> <p>認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例（認定特定非営利活動法人がみなし寄附金を支出した場合）を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の2第1項」</p> <p>② 「区分番号」欄：「00393」</p> <p>③ 「適用額」欄：「26」欄の金額</p> <p>(注) 公益法人等にみなし寄附金がある場合には、「26」欄に記載することになりますが、本特例は、認定特定非営利活動法人を対象としているものですので、認定特定非営利活動法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。</p>						
特に対策算入される増進法人の特例に指	一般寄附金の損金算入限度額 (9)+(12) × $\frac{1}{4}$	13		長期給付事業を行う経済組合等の損金算入限度額 (25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額	33	
	寄附金支出前所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 (8) × $\frac{6.25}{100}$	14		損金算入限度額 (31)、(31)と(32)のうち多い金額)又は(31)と(33)のうち多い金額	34	
<p><b>「42」欄</b></p> <p>認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例（認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合）を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「特定非営利活動促進法一部改正法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第2項」※1又は「第66条の11の2第2項」※1、2</p> <p>② 「区分番号」欄：「00394」※1又は「00424」※2</p> <p>③ 「適用額」欄：「42」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に、「認定特定非営利活動法人」※1、「旧認定特定非営利活動法人」※1又は「特例認定特定非営利活動法人」※2の記載があるものの合計額</p> <p>※1 第66条の11の2第2項又は特定非営利活動促進法一部改正法附則第9条の規定による改正前の措置法第66条の11の2第2項(区分番号：「00394」) 「認定特定非営利活動法人」又は「旧認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合</p> <p>※2 第66条の11の2第2項(区分番号：「00424」) 「特例認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合</p>						
				41		円
				計		
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細						
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所在地	寄附金の用途又は認定特定公益信託の名称	寄附金額又は支出金額		
				42		
				計		
その他の寄附金のうち特定公益信託（認定特定公益信託を除く。）に対する支出金の明細						
支出した日	受託者	所在地	特定公益信託の名称	支出金額		
				円		